

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立上柚木中学校
校長名 三田村 裕

令和8年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

個人の尊厳を重んじ、平和で民主的な国家及び国際社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な人間を育成するため、次の目標を掲げる。

自律 目標に向け責任感をもって自己の行為を評価し、倫理的に自己調整を図る。(第1学年重点)
共生 他者の人格と個性を尊重し、多様な人の考え方を理解し、合意形成を図る。(第2学年重点)
創造 主体的な学びと他者との協働により、既存の知識・技能・概念等から新しい知識・技能・概念等を生み出す。(第3学年重点)

校訓（義務教育修了段階において育成すべき生徒像）「自己決定・自己実現」

(2) 特別支援学級の教育目標

- ・社会参加・自立に必要な知識や技能、態度を育てる。
- ・自他を大切にし、互いの違いを認めながら、よりよい人間関係を築く力を育てる。
- ・心身の健康増進を図り、生命を重んじる心を育てる。

(3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

学習に対して苦手意識をもつ生徒が多い傾向を踏まえ、新しい知識を得ることや物事をより深く知ることに喜びを感じられる授業を創る。体験的な学習を通じて知識、技能をより確かなものにし、さらに自ら探究しようとする態度を養う。

イ 豊かな心の育成

思いやりの気持ちはあるが他者との関わりを苦手としている生徒が多い傾向を踏まえ、自他の生命及び人権を尊重し、互いの立場を考えながら励まし、助け合う場面を多く設定する。様々な活動・行事を通して、協力することの喜びや大切さと相互扶助の意識を醸成する。

ウ 健やかな体の育成

体を動かすことに不器用さがあつたり、運動をする機会が少ない生徒が多かつたり、自分の心の状態を認識できず、体に不調が現れる生徒がいたりすることを踏まえ、体育の授業や体育的な行事への取り組みを充実させるとともに、日常生活の中で自分の心身の状態や変化、違和感等に気づき、それを言葉で表現できる力を養う。

エ 不登校生徒への支援

不登校対応巡回教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携して、一人ひとりの状況に応じた支援をする。

オ いじめ防止等の取組

心の教育を充実させ、八王子市教育委員会いじめ総合対策を効果的に実行するとともに、ネット社会のルールやマナーを教えることで、いじめは絶対にしない、させない意識を育てる。

カ 特別支援教育の充実

八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、個別支援校内委員会を充実させ、生徒の障害の状況や特性を踏まえた個別最適な支援を行う。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【上柚木中学校グループ（愛宕小、上柚木小、上柚木中）】

上柚木中学校グループの学校が「自己決定・自己実現」の視点から、9年間で育てる児童・生徒像を「自律・共生・創造」と設定する。特別支援学級在籍生徒の義務教育9年間を見通した切れ目ない指導体制の構築のため、小学校との綿密な連携を図り、生徒の相互理解を深める。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ① 生徒一人ひとりの実態と障害の状況に応じて学習計画を立て、個々の課題にきめ細かく対応し、知的好奇心を刺激しながらそれぞれが「分かった」「できた」と感じられるようにすることで「主体的・対話的で深い学び」に向かう姿勢を育てる。
- ② 複数担任の下、小集団で学べる環境を活かし、学級全体での授業と小グループでの授業を効果的に組み合わせる。
- ③ 話す・書く・発表する・聞き合うという言語活動を多く取り入れることでコミュニケーション能力と論理的な思考力を育てる。その基盤となるように、安心して発言し合い、学び合える学級文化を築く。
- ④ 障害の特性や個々の傾向に応じて、ICTや実物教材などを取り入れ、多様な学び方を保障する。
- ⑤ 教員のICT活動指導力を図るため、校内研修や日常的な情報共有を通して、特別支援教育における効果的なICT活用について理解を深める。
- ⑥ 生徒一人ひとりの障害に応じた学習計画を立て、習熟度別のグループ編制を行いながら指導する。また、「はちおうじっ子ミニマム」を活用し、学習の定着を図る。

イ 総合的な学習の時間

- ① 行事や学期ごとに生徒それぞれに「ねらい」を考え、意識させることで、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。
- ② 身近な地域への理解を深めるため、八王子市の歴史や文化を題材とした学習に取り組む。映像や写真等を活用し、生徒の実態に応じて段階的に学習を進めることで、郷土への関心や親しみを育てる。

ウ 特別活動

- ① 学級活動、生徒会活動、学校行事等への参加を通して、集団の一員としての役割を果たし、主体的に行動しようとする態度を育成する。
- ② 学級活動において、学級の生活をよりよくするための課題や解決するための話し合い活動を通して、仲間と協力して学ぶ意欲を育む。

エ 自立活動

- ① 何事も自分の力だけでできることのみを「自立」と捉えず、人生を通して自己理解を進めながら周囲と関わり合い、支援を求めながら生活していく力を育てる。
- ② 学校生活全体と各教科等の授業を通して、自己理解、他者との関わりについての学習を進めながら、主体的に自己の生活に向かう姿勢を育てる。
- ③ 基本的な生活上の技能については、給食や清掃活動を通して指導する。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① 道徳教育全体計画及び別葉を基にした、主体的・対話的な授業を实践し、互いの意見交流する「考え・議論する」道徳の時間の充実を図るため、身近で具体的なテーマを設定し、生徒が自分事として捉え取り組めるようにする。また、生徒同士で議論することを通して、互いの意見や考え方を認める活動を取り入れ、相互理解を深める。
- ② 道徳授業地区公開講座では、内容や具体的な指導について、地域・保護者と共に道徳的価値の育成や、日常生活へのつながりについて考える。

(3) キャリア教育

- ① 義務教育9年間を見通した「キャリア教育全体計画」に基づき、地域課題としてのまちづくりの視点で問題解決できるようにする。
- ② 上級学校や職場体験についての学習を通して、進学や就労についての意識を高める。
- ③ はちおうじっ子キャリア・パスポートを充実させることで、自分のポートフォリオを考えさせる。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ① 生命尊重を根底に、「八王子市いのちの大切さを共に考える日」において、道徳科及び学級活動と関連付け計画的に指導するとともに、がん教育や薬物乱用防止教育を実施する。
- ② 生徒の自治能力を高め自己指導力を育成するため、生徒会活動を重視し、生徒の心得の見直し等学校生活の改善に取り組ませる。
- ③ SNSによるネットトラブルの未然防止や適正なネット利用について学校ルールを徹底し、セーフティ教室教室等全ての教育活動で指導する。
- ④ SOSの出し方に関する教育や国、都、及び本市の生命の安全教育を授業や生徒会活動と関連付け、1学期中に実施する。
- ⑤ 家庭、地域社会との協働体制を整え、生徒のボランティア活動の活性化を図る。活動への参加を通して充実感を得て、よりよい人間関係形成力や社会参画能力の向上につなげ、社会性を育てる。

イ いじめ防止等の取組

- ① 生命尊重を基盤とした学校いじめ防止基本方針に沿って、毎月「心のアンケート」を実施し、必要に応じてユニバタイムなどにおいて面接を行うとともに、ふれあい月間を活用し、いじめをしない、させない心を育む。
- ② 第1学年において、いじめ防止プログラムを実施する。

ウ 不登校生徒への支援等

- ① 個別支援教育コーディネーター、不登校巡回教員及び登校支援員を核に登校支援教室「なないろ」を拠点とし、個別システムの活用、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センターとの積極的な連携の下、不登校及び不登校傾向生徒に組織的に対応する。

(5) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との交流

- ① 学校行事は、通常学級と一緒にいき、生徒の実態や状況に応じて活動内容を工夫しながら取り組む。
- ② 副籍交流を通して、地域の学校や特別支援学校との継続的な交流を行い、生徒が多様な人と関わる経験を重ねる。
- ③ 家庭や関係機関との連携を図り、生徒一人ひとりの特性を把握し、学校生活支援シートや個別指導計画に基づいた、きめ細やかな指導を行う。

イ 義務教育9年間で身とした小中一貫教育の取組

- (取組1) 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組として、グループ内の小・中学校特別支援学級の児童・生徒が交流する機会を設ける。
- (取組2) 特別支援分科会において、児童・生徒の成功共有を図る。
- (取組3) 「地域の子どもの地域で育てる」という意識のもと、クリーン上柚木や上柚木夏祭り、上柚木音楽フェスティバル、防災ワークショップなどの地域行事に参加させる。

ウ その他

- ① 1人1台の学習用端末を学習ツールとして活用するために、活用方法を研究するとともに、授業の5割以上で利用する。
- ② 八王子市部活動改革の方針に基づき既存の部活動を改編し、地域・保護者との連携体制を構築する。
- ③ 全校教職員による交流方針について共通理解を踏まえ、学校、学年、生徒会活動を通じ、通常の学級の生徒との交流及び共同学習の計画・推進を図る。
- ④ 保護者との面談を学期に1回程度実施し、連携を密にする。
- ⑤ 多様な障害特性に対応するため、校内の支援委員会や医療機関等外部の関係諸機関と連携する。
- ⑥ 生徒の状態を的確に把握し、一人一人の実態に合わせた関わりや環境の調整を通して二次障害の防止に努める。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1		16	19	22	19	5	19	21	19	19	16	18	18	211
2		18	19	22	18	4	19	21	19	19	16	18	18	211
3		18	19	22	18	4	19	21	19	19	16	18	15	208
備 考		<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年は入学式が4月9日のため2日減。移動教室を7月31日、8月1日に実施するため2日増。 ・第3学年は、卒業式が3月19日のため3日減。 ・土曜授業を5月9日、7月11日、1月23日に実施する。 ・夏季休業日を7月25日から8月25日までとする。 ・都民の日10月1日は授業日とする。 												

(2) 各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の年間授業時数配当表

ア 各教科（1単位時間は、50分とする。）

教科名		学年	1	2	3
各教科	国 語		0	0	0
	社 会		0	0	0
	数 学		0	0	0
	理 科		0	0	0
	音 楽		0	0	0
	美 術		0	0	0
	保 健 体 育		0	0	0
	技 術・家 庭		0	0	0
	外 国 語		0	0	0
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科	教科名	内 容	1	2	3
	国 語	日常生活や社会生活に必要な知識や技能、 図書、書道	140	140	140
	社 会	社会生活に必要な基礎的な能力（歴史・地 理・公民）	70	70	70
	数 学	生活の中での数量（計算・金銭・時間・図形）	105	105	105
	理 科	日常生活に関係の深い科学的知識（自然・ 実験）	35	35	35
	音 楽	歌唱・器楽・表現・鑑賞	105	105	105
	美 術	造形活動	70	70	70
	保健体育	基礎体力と運動技能の向上、健康管理と安 全について理解	115	115	115
	職業・家庭	自立に向けて基礎的な知識・技能	140	140	140
	外国語	英語に関する基礎知識	35	35	35
小計			815	815	815

イ 特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領 域	内 容	学 年	1	2	3
特別の教科 道徳	自分自身に関すること、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わり		35	35	35
総合的な学習の時間	生活に活かす学び、情報教育、地域とつながる学び		50	50	50
特 別 活 動	学級活動、生徒会活動、学校行事		50	50	50
自 立 活 動	生活スキル学習、コミュニケーション学習、自己理解・他者理解・集団形成の各項目を学校の教育活動全体を通じて指導		0	0	0
小 計			135	135	135

ウ 各教科等を合わせた指導

指導の形態	内 容	学 年	1	2	3
日常生活の指導	・基本的な生活習慣 ・集団生活にかかわる内容		5	5	5
生活単元学習	・校外学習に向けた取り組み ・ALT と連携した学習		50	50	50
作業学習	・生活に必要な道具の扱い方 ・栽培 ・奉仕活動		10	10	10
小 計			65	65	65

エ 年間総授業時数（ア+イ+ウ）

学 年		1	2	3
年 間 総 授 業 時 数		1015	1015	1015
備 考	(ア) 1単位時間を50分とする。 (イ) 特別活動（生徒会活動） 学校行事の時数は、通常学級の時数に準ずる。 (ウ) その他 学級の基本編成は学年別とする。			

4 学校行事

月 曜 日	4		5		6		7		8		9	
	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事
1	水		金		月		水		土	移動教室(1)終	火	
2	木		土		火		木		日		水	
3	金		日	憲法記念日	水		金	学校公開終	月		木	
4	土		月	みどりの日	木		土		火		金	
5	日	春季休業日終	火	こどもの日	金		日		水		土	
6	月	始業式	水	振替休日	土	体育祭	月	いのちの日	木		日	
7	火		木	安全指導	日		火	安全指導	金		月	
8	水	入学式	金	セーフティ教室(全)	月	振替休業日	水		土		火	
9	木		土	学校公開	火		木		日		水	
10	金	定期健康診断始	日	開校記念日	水	小中一貫教育の日	金		月		木	
11	土		月	避難訓練	木		土	学校公開 学校説明会	火	山の日	金	
12	日		火		金	安全指導	日		水		土	
13	月		水		土		月		木		日	
14	火	安全指導	木		日		火		金		月	
15	水		金		月	水泳指導始	水		土		火	
16	木		土		火		木		日		水	
17	金		日	修学旅行(3)始	水		金	避難訓練	月		木	
18	土		月		木		土		火		金	
19	日		火	修学旅行(3)終	金		日		水		土	
20	月		水	振替休業日(3)	土		月	海の日	木		日	
21	火		木		日		火		金		月	敬老の日
22	水		金		月	避難訓練	水		土		火	国民の休日
23	木		土		火		木	水泳指導終	日		水	秋分の日
24	金		日		水		金	終業式	月		木	
25	土		月		木		土	夏季休業日始	火	夏季休業日終	金	
26	日		火		金		日		水	始業式 安全指導	土	
27	月	避難訓練	水		土		月		木		日	
28	火		木		日		火		金		月	
29	水	昭和の日	金		月	学校公開始	水		土		火	
30	木		土		火	学校説明会 定期健康診断終	木		日		水	
31	／		日		／		金	移動教室(1)始	月	避難訓練(地域)	／	

月 曜 日	10		11		12		1		2		3	
	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事
1	木	都民の日	日		火		金	元日	月	安全指導	月	
2	金		月		水		土		火		火	
3	土		火	文化の日	木		日		水		水	
4	日		水		金		月		木		木	
5	月	安全指導	木		土		火		金		金	
6	火		金		日		水		土		土	
7	水	小中一貫教育の日	土	東京都教育の日	月		木	冬季休業日終	日		日	
8	木		日		火		金	始業式 安全指導	月	避難訓練	月	
9	金		月		水		土		火		火	安全指導
10	土		火	安全指導	木		日		水		水	
11	日		水		金	安全指導 薬物乱用防止教室(2)	月	成人の日	木	建国記念の日	木	
12	月	スポーツの日	木		土		火		金		金	
13	火		金		日		水		土		土	
14	水		土		月		木		日		日	
15	木		日		火		金		月		月	
16	金	学校公開	月		水		土		火		火	
17	土		火		木		日		水		水	避難訓練
18	日		水		金	避難訓練	月		木		木	
19	月		木		土		火		金		金	卒業式
20	火		金		日		水	小中一貫教育の日	土		土	
21	水		土		月		木		日		日	春分の日
22	木		日		火		金	避難訓練	月		月	振替休日
23	金	合唱祭	月	勤労感謝の日	水		土	学校公開 道徳授業地区公開講座	火	天皇誕生日	火	
24	土		火		木		日		水		水	
25	日		水		金	終業式	月		木		木	修了式
26	月	避難訓練	木		土	冬季休業日始	火		金		金	春季休業日始
27	火		金	避難訓練	日		水		土		土	
28	水		土		月		木		日		日	
29	木		日		火		金		/		月	
30	金		月		水		土		/		火	
31	土		/		木		日		/		水	